

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2026年7月17日

【発行者の名称】

西アフリカ開発銀行
(Banque Ouest Africaine de Développement)

【代表者の役職氏名】

セルジュ・エクエ
総裁
(Serge EKUE, President)

【代理人の氏名又は名称】

弁護士 黒 田 康 之

【住所】

東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】

03-6775-1000

【事務連絡者氏名】

弁護士 黒 田 康 之
同 井 上 貴 美 子
同 原 田 寛 司
同 河 北 康 作
同 中 戸 川 千 真

【住所】

東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】

03-6775-1446

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年7月6日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「第一部 証券情報」において、未定となっていたそれぞれの本債券の利率に係る仮条件が決定しましたので、関係事項を訂正し、また「第二部 発行者情報」の「第3 - 3 発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合」の記載の一部を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集債券に関する基本事項

2 募集要項

第二部 発行者情報

第3 発行者の概況

3 発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合

(1) 設立

() 法的地位および特権等

() 日本との関係

(2) 資本構成

() 資本構造

(4) 業務の概況

() 日本との関係

3【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集債券に関する基本事項】

2 【募集要項】

< 訂正前 >

< 第 1 回円貨債券 >

債券の名称	第 1 回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）（注 1）		
記名・無記名の別	該当なし	債券の金額の総額	50億円（予定）（注 2）
各債券の金額	1 億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	50億円（予定）（注 2）	利 率	年（未定）% （年（未定）%～（未定）%を 仮条件とする。）（注 3）
償還期限	2028年 7 月28日（注 4）	申込期間	2026年 7 月24日（注 5）
申込証拠金	な し	払込期日	2026年 7 月30日（注 6）
申込取扱場所	別項記載の金融商品取引業者の本店および日本国内における各支店		

< 第 2 回円貨債券 >

債券の名称	第 2 回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）（注 1）		
記名・無記名の別	該当なし	債券の金額の総額	50億円（予定）（注 2）
各債券の金額	1 億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	50億円（予定）（注 2）	利 率	年（未定）% （年（未定）%～（未定）%を 仮条件とする。）（注 3）
償還期限	2029年 7 月30日（注 4）	申込期間	2026年 7 月24日（注 5）
申込証拠金	な し	払込期日	2026年 7 月30日（注 6）
申込取扱場所	別項記載の金融商品取引業者の本店および日本国内における各支店		

< 第 3 回円貨債券 >

債券の名称	第 3 回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）（注 1）		
記名・無記名の別	該当なし	債券の金額の総額	50億円（予定）（注 2）
各債券の金額	1 億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	50億円（予定）（注 2）	利 率	年（未定）% （年（未定）%～（未定）%を 仮条件とする。）（注 3）
償還期限	2031年 7 月30日（注 4）	申込期間	2026年 7 月24日（注 5）

申込証拠金	な し	払込期日	2026年7月30日（注6）
申込取扱場所	別項記載の金融商品取引業者の本店および日本国内における各支店		

< 第4回円貨債券 >

債券の名称	第4回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）（注1）		
記名・無記名の別	該当なし	債券の金額の総額	50億円（予定）（注2）
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	50億円（予定）（注2）	利 率	年（未定）% （年（未定）%～（未定）%を 仮条件とする。）（注3）
償還期限	2033年7月29日（注4）	申込期間	2026年7月24日（注5）
申込証拠金	な し	払込期日	2026年7月30日（注6）
申込取扱場所	別項記載の金融商品取引業者の本店および日本国内における各支店		

< 第5回円貨債券 >

債券の名称	第5回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）（注1）		
記名・無記名の別	該当なし	債券の金額の総額	50億円（予定）（注2）
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	50億円（予定）（注2）	利 率	年（未定）% （年（未定）%～（未定）%を 仮条件とする。）（注3）
償還期限	2036年7月30日（注4）	申込期間	2026年7月24日（注5）
申込証拠金	な し	払込期日	2026年7月30日（注6）
申込取扱場所	別項記載の金融商品取引業者の本店および日本国内における各支店		

< 共通事項 >

（中略）

（注2） 上記の債券の金額の総額および発行価額の総額は、2026年7月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本債券の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案した上で、本債券の条件決定日に決定される。最終的に決定され、有価証券届出書の訂正届出書に記載される債券の金額の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

（注3） 利率は、2026年7月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案した上で、2026年7月下旬頃に決定される予定である。

（後略）

< 訂正後 >

< 第 1 回円貨債券 >

債券の名称	第 1 回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）（注 1）		
記名・無記名の別	該当なし	債券の金額の総額	50億円（予定）（注 2）
各債券の金額	1 億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	50億円（予定）（注 2）	利 率	年（未定）% （年2.15%～4.15%を仮条件とする。）（注 3）
償還期限	2028年 7 月28日（注 4）	申込期間	2026年 7 月24日（注 5）
申込証拠金	な し	払込期日	2026年 7 月30日（注 6）
申込取扱場所	別項記載の金融商品取引業者の本店および日本国内における各支店		

< 第 2 回円貨債券 >

債券の名称	第 2 回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）（注 1）		
記名・無記名の別	該当なし	債券の金額の総額	50億円（予定）（注 2）
各債券の金額	1 億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	50億円（予定）（注 2）	利 率	年（未定）% （年2.65%～4.65%を仮条件とする。）（注 3）
償還期限	2029年 7 月30日（注 4）	申込期間	2026年 7 月24日（注 5）
申込証拠金	な し	払込期日	2026年 7 月30日（注 6）
申込取扱場所	別項記載の金融商品取引業者の本店および日本国内における各支店		

< 第 3 回円貨債券 >

債券の名称	第 3 回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）（注 1）		
記名・無記名の別	該当なし	債券の金額の総額	50億円（予定）（注 2）
各債券の金額	1 億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	50億円（予定）（注 2）	利 率	年（未定）% （年3.15%～5.15%を仮条件とする。）（注 3）
償還期限	2031年 7 月30日（注 4）	申込期間	2026年 7 月24日（注 5）
申込証拠金	な し	払込期日	2026年 7 月30日（注 6）
申込取扱場所	別項記載の金融商品取引業者の本店および日本国内における各支店		

< 第 4 回円貨債券 >

債券の名称	第 4 回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）（注 1）		
-------	--	--	--

記名・無記名の別	該当なし	債券の金額の総額	50億円（予定）（注2）
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	50億円（予定）（注2）	利 率	年（未定）% （年 <u>3.45</u> %～ <u>5.45</u> %を仮条件とする。）（注3）
償還期限	2033年7月29日（注4）	申込期間	2026年7月24日（注5）
申込証拠金	な し	払込期日	2026年7月30日（注6）
申込取扱場所	別項記載の金融商品取引業者の本店および日本国内における各支店		

< 第5回円貨債券 >

債券の名称	第5回西アフリカ開発銀行円貨債券（2026）（サステナビリティボンド）（注1）		
記名・無記名の別	該当なし	債券の金額の総額	50億円（予定）（注2）
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価格の総額	50億円（予定）（注2）	利 率	年（未定）% （年 <u>3.90</u> %～ <u>5.90</u> %を仮条件とする。）（注3）
償還期限	2036年7月30日（注4）	申込期間	2026年7月24日（注5）
申込証拠金	な し	払込期日	2026年7月30日（注6）
申込取扱場所	別項記載の金融商品取引業者の本店および日本国内における各支店		

< 共通事項 >

（中略）

（注2） 上記の債券の金額の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本債券の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案した上で、本債券の条件決定日に決定される。最終的に決定され、有価証券届出書の訂正届出書に記載される債券の金額の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

（注3） 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案した上で、2026年7月下旬頃に決定される予定である。

（後略）

第二部【発行者情報】

第3 【発行者の概況】

3 【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

(1) 【設立】

（ ）法的地位および特権等

< 訂正前 >

発行者は、完全な法人格を有する法人であり、特に外部委託契約を締結し、動産および不動産を取得・処分し、寄付、遺贈および交付金を受領し、訴訟を行う能力を有する。発行者は、WAEMUの各加盟国において、各国の法令により法人に認められている広範な権利能力を有する。

発行者がその任務を遂行するために、WAEMU加盟国において、発行者には国際金融機関としての免責および特権が与えられている。ただし、発行者が、特別な取決めによって定められた条件の下で、加盟国から特定の職務の執行を委託された場合には、かかる免責および特権は、かかる取決めの下での合意に従って適用されない。

（ 中略 ）

（ ）発行者、その収益、財産およびその他の資産ならびに発行者の定款（以下「定款」という。）に基づき発行者が行う取引および業務は、一切の直接税または間接税を免除される。WAEMUの政府または自治体は、発行者が発行する債券またはその利息に対し、その所有者にかかわらず、いかなる税も課してはならない。

< 訂正後 >

法的地位

発行者は、完全な法人格を有する法人であり、特に外部委託契約を締結し、動産および不動産を取得・処分し、寄付、遺贈および交付金を受領し、訴訟を行う能力を有する。発行者は、WAEMUの各加盟国において、各国の法令により法人に認められている広範な権利能力を有する。

特権および免責

発行者がその任務を遂行するために、WAEMU加盟国において、発行者には国際金融機関としての免責および特権が与えられている。ただし、発行者が、特別な取決めによって定められた条件の下で、加盟国から特定の職務の執行を委託された場合には、かかる免責および特権は、かかる取決めの下での合意に従って適用されない。

（ 中略 ）

（ ）発行者、その収益、財産およびその他の資産ならびに発行者の定款（以下「定款」という。）に基づき発行者が行う取引および業務は、一切の直接税または間接税を免除される。WAEMUの政府または自治体は、発行者が発行する債券またはその利息に対し、その所有者にかかわらず、いかなる税も課してはならない。

WAEMU加盟国からの強固な支援（優先債権者としての地位）

条約、法律または契約に定められているものではないものの、発行者は、これまでWAEMU加盟国から事実上の「優先債権者としての地位」の恩恵を受けてきたと考えており、これらの国々は時に、他の債権

者に優先して発行者に対する債務を弁済することに同意してきた。これは、発行者の有利な条件による貸付方針、開発支援における重要な役割ならびにWAEMU加盟国に対する譲許的融資機関およびアドバイザーとしての長年にわたる重要な役割に基づき、債務危機の際には、当該加盟国が他の民間または公的な債権者よりも発行者への債務返済を優先する可能性が高いという発行者の見解に基づいている。したがって、発行者は、WAEMU加盟国に対するエクスポージャーまたは貸付けは、商業用ローンに比べてリスクが低いと考えており、方針として、IFRS第9号（貸倒引当金を含む金融商品に関する国際財務報告基準）に従い、その財務諸表において過去に計上してきた予想信用損失（ステージ1およびステージ2）に係る引当金は、売掛債権に関して計上されたものより低い水準にある。

（ ）日本との関係

< 訂正前 >

当行と日本との関係は、長期にわたり、戦略的であり、継続的に発展している。その基盤は、主に国際協力銀行（以下「JBIC」という。）および国際協力機構（以下「JICA」という。）といった日本政府系機関ならびに三井住友銀行（以下「SMBC」という。）等の民間機関とのパートナーシップにある。

当行はまた、財務省および金融庁を含む日本政府とも緊密な関係を維持している。

当行と日本との協力関係は、1988年にJBICが譲許的かつ付帯条件なしの貸付限度枠を供与し、資源の柔軟かつ効率的な利用を可能にしたことに遡る。この融資枠は、2009年10月に全額返済され、協力の初期段階が成功裏に完了したことを示すものとなった。

（後略）

< 訂正後 >

当行と日本との関係は、長期にわたり、戦略的であり、継続的に発展している。その基盤は、主に国際協力銀行（以下「JBIC」という。）および国際協力機構（以下「JICA」という。）といった日本政府系機関ならびに三井住友銀行（以下「SMBC」という。）等の民間機関とのパートナーシップにある。

当行と日本との協力関係は、1988年にJBICが譲許的かつ付帯条件なしの貸付限度枠を供与し、資源の柔軟かつ効率的な利用を可能にしたことに遡る。この融資枠は、2009年10月に全額返済され、協力の初期段階が成功裏に完了したことを示すものとなった。

（後略）

(2) 【資本構成】

（ ）資本構造

< 訂正前 >

（前略）

資本構造

（中略）

下表は、発行者の既存株主および新規株主による新規引受状況ならびに2025年12月31日までの過去3年間にわたって支払われたクラス別の推移を示している。

払込資本（暦年別）

株主	発行済資本	払込請求済株式	払込請求済 資本総額	2023年	2024年	2025年
	（単位： 百万米ドル）	（単位：％）	（単位： 百万米ドル）	（単位：百万米ドル）		
クラスA						
ベナン共和国	50	100	50	10	10	10
ブルキナファソ	50	100	50	10	10	10
コートジボワール共和国	50	100	50	10	10	10
ギニアビサウ共和国	50	100	50	0	0	0
マリ共和国	50	100	50	10	10	10
ニジェール共和国	50	100	50	0	0	0
セネガル共和国	50	100	50	10	10	10
トーゴ共和国	50	100	50	10	10	10
BCEAO	50	100	50	4	4	0
	450	900	450	64	64	60
クラスB						
フランス共和国	75	40	30	7.5	7.5	7.5
ドイツ連邦共和国	53	100	53	53	0	0
ベルギー王国	18	40	7	1.5	1.5	1.5
EIB	30	100	30	30	0	0
AfDB	24	100	24	0	0	14
インド輸出入銀行	0	40	0	0	0	0
中華人民共和国	10	40	4	0.8	0.8	0.8
モロッコ王国	26	40	10	0	2	2
BADEA	90	40	36	0	0	0
	326	540	194	92.8	11.8	25.8
	776	1,440	644	156.8	75.8	85.8

為替レート：US米ドル／西アフリカCFAフラン＝615

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

資本構造

（中略）

下表は、発行者の既存株主および新規株主による新規引受状況ならびに2025年12月31日までの過去3年間にわたって支払われたクラス別の推移を示している。

払込資本（暦年別）

株主	発行済資本	払込請求済株式	払込請求済 資本総額	2023年	2024年	2025年
	（単位： 百万米ドル）	（単位：％）	（単位： 百万米ドル）	（単位：百万米ドル）		
クラスA						
ベナン共和国	50	100	50	10	10	10
ブルキナファソ	50	100	50	10	10	10
コートジボワール共和国	50	100	50	10	10	10
ギニアビサウ共和国	50	100	50	0	0	0
マリ共和国	50	100	50	10	10	10
ニジェール共和国	50	100	50	0	0	0
セネガル共和国	50	100	50	10	10	10
トーゴ共和国	50	100	50	10	10	10
BCEAO	50	40	20	4	4	0
	450	93	420	64	64	60
クラスB						
フランス共和国	75	40	30	7.5	7.5	7.5
ドイツ連邦共和国	53	100	53	53	0	0
ベルギー王国	18	40	7	1.5	1.5	1.5
EIB	30	100	30	30	0	0
AfDB	24	100	24	0	0	14
インド輸出入銀行	0	40	0	0	0	0
中華人民共和国	10	40	4	0.8	0.8	0.8
モロッコ王国	26	40	10	0	2	2
BADEA	90	40	36	0	0	0
	326	60	194	92.8	11.8	25.8
	776	79	614	156.8	75.8	85.8

為替レート：US米ドル／西アフリカCFAフラン = 615

（後略）

(4) 【業務の概況】

（ ）日本との関係

< 訂正前 >

（前略）

当行はまた、何年にもわたり、財務省および金融庁を含む日本政府ならびに日本の商業銀行（SMBC等）との関係も維持している。

当行はまた、WAEMU地域におけるインフラ・プロジェクトの共同融資における重要なパートナーとして、ならびにアフリカ、アジア、欧州、中央アメリカおよび南アメリカの26の国家開発銀行、二国間開発銀行および地域開発銀行からなるネットワークである国際開発金融クラブへの各機関の加盟を通じて、都市開発（運輸）、エネルギー効率、再生可能エネルギーおよび気候変動関連活動に関してJICAと協力している。

< 訂正後 >

（前略）

当行はまた、WAEMU地域におけるインフラ・プロジェクトの共同融資における重要なパートナーとして、ならびにアフリカ、アジア、欧州、中央アメリカおよび南アメリカの26の国家開発銀行、二国間開発銀行および地域開発銀行からなるネットワークである国際開発金融クラブへの各機関の加盟を通じて、都市開発（運輸）、エネルギー効率、再生可能エネルギーおよび気候変動関連活動に関してJICAと協力している。

日本政府系機関および商業銀行との関係については、上記「(1) 設立 - () 日本との関係」も参照のこと。